

別添 53

二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準

1. 適用範囲

本技術基準は、保安基準第 32 条から第 33 条の 2 まで、第 34 条、第 34 条の 2、第 35 条から第 38 条の 2 まで及び第 39 条から第 41 条の 4 までに規定する灯火器及び反射器並びに指示装置（以下「灯火等」という。）の二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車への取付けについて適用する。

2. 定義

2.1. 灯火等の取付位置の取扱いは、次のとおりとする。

2.1.1. 保安基準に定める灯火等の照明部又は反射部（以下「照明部等」という。）

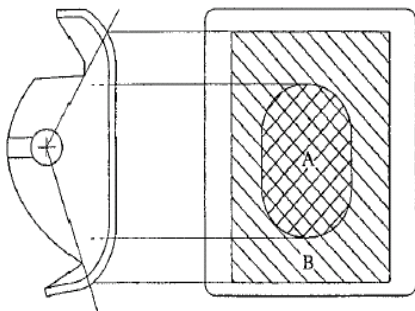
の上縁、下縁、最外縁等に係る取付位置の基準については、灯火等の照明部等を次のとおり取り扱うものとする。

2.1.1.1. すれ違い用前照灯、前部霧灯、後退灯及び側方照射灯の照明部

すれ違い用前照灯、前部霧灯、後退灯及び側方照射灯の照明部は、レンズ部分として取り扱うものとし、有効反射面の開口部（プロジェクタ型のものにあつてはプロジェクタ・レンズの開口径）をレンズ面上へ投影した部分が明らかとなる書面等の提出がある場合には、当該部分として差し支えない。

2.1.1.2. 車幅灯、側方灯、尾灯、後部霧灯、駐車灯、制動灯、補助制動灯、方向指示器、補助方向指示器及び非常点滅表示灯の照明部

車幅灯、側方灯、尾灯、後部霧灯、駐車灯、制動灯、補助制動灯、方向指示器、補助方向指示器及び非常点滅表示灯の照明部は、レンズ部分として取り扱うものとし、直接光が図面上入射するレンズ部分又は中心光度の 98% の光度となるレンズ部分（次図参照）が明らかとなる書面等の提出がある場合には、当該部分として差し支えない。



A : 中心光度の 98% の光度となるレンズ部分
B : 直接光が図面上入射するレンズ部分

2.1.1.3. 前部反射器、側方反射器及び後部反射器の反射部

前部反射器、側方反射器及び後部反射器の反射部は、外からの光を反射するために光学的に設計されたレンズ部分とする。

2.1.2. 保安基準に定める灯火器等の照明部等の最外縁に係る自動車の最外側からの距離についての基準の適用については、側面方向指示器、側方灯等は、自動車の最外側に含めないものとする。

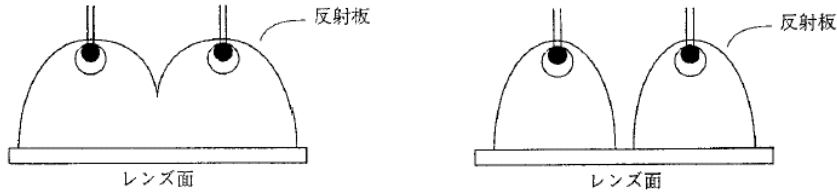
2.1.3. 灯火器等の個数の取扱いは、次のとおりとする。

2.1.3.1. 走行用前照灯、すれ違い用前照灯、前部霧灯、側方照射灯については、照明部の数とする。ただし、一つの灯火器内に複数の照明部を有するものであって、当該灯火に係る性能基準（走行用前照灯にあっては本則第 42 条第 2 項及び第 3 項、すれ違い用前照灯にあっては本則第 42 条第 6 項、前部霧灯にあっては本則第 43 条第 1 項並びに側方照射灯にあっては本則第 44 条第 1 項の基準とする。）を満たすものであり、かつ、車両中心面に直角又は平行な鉛直面への照明部の投影面積が当該照明部の投影に外接する最小四辺形の面積の 60%以上のも、又は、基準軸に直角の方向に測定した 2 つの隣接する投影間の最短距離が 75mm 以下のものは、照明部の数に関係なく、これを 1 個とみなすことができる。

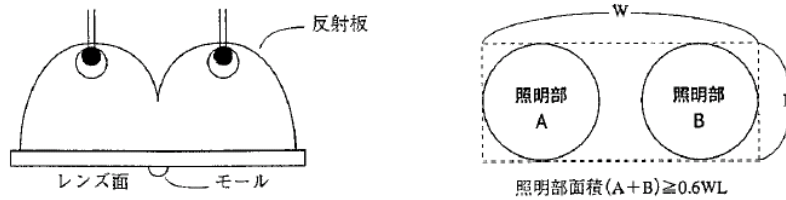
2.1.3.2. 車幅灯、側方灯、尾灯、後部霧灯、駐車灯、制動灯、補助制動灯、後退灯、方向指示器、補助方向指示器及び非常点滅表示灯については、灯室（反射板等により区切られた光源を納めた部分）の数とする。また、照明部が不透明なモールなどにより仕切られた灯火器は、これに関係なく灯室が一体であるものは 1 個とみなす。ただし、一つの灯火器内に灯室を 2 以上有するものであって、車両中心面に直角又は平行な鉛直面への照明部の投影面積が当該照明部の投影に外接する最小四辺形の面積の 60%以上を占めるものは、基準軸に直角の方向に測定した 2 つの隣接する投影間の最短距離が 75mm 以下のもの、又は基準軸に直角の方向に測定した隣接する投影間の最短距離が 75mm を超えて取り付けられていない同一の機能を有する 2 個又は 3 個の相互依存型灯火等は、灯室の数に関係なく、これを 1 個とみなすことができる。この場合、制動灯及び方向指示器が基準軸に垂直な平面への当該灯火等の見かけの表面の投影像において、色の境界線と 3 ヶ所以上交差する水平線又は垂直線を有してはならない。（次図参照）

〈例 1 : 1 個とみなす。〉

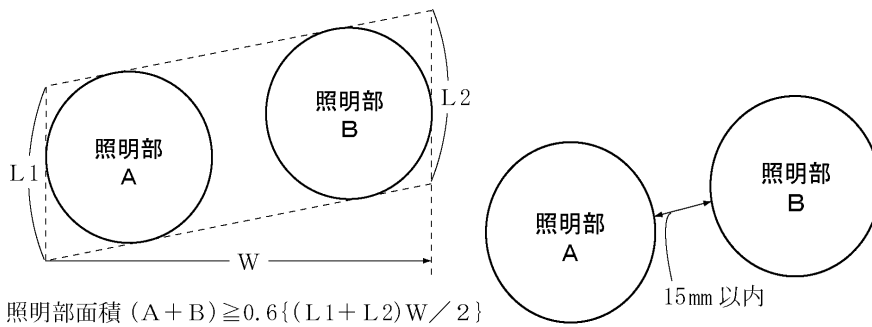
〈例 2 : 2 個とみなす。〉



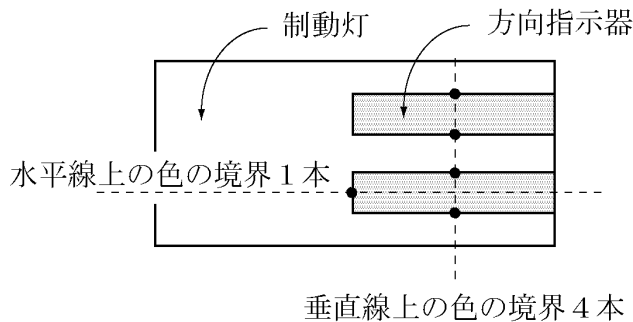
〈例 3 : モールに関係なく 1 個とみなす。〉



〈例 4 : 例 2 において、以下の場合は 1 個とみなすことができる。〉



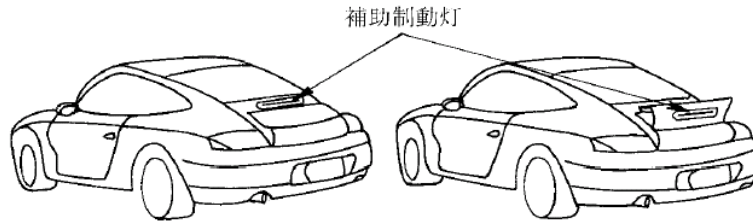
〈例 5 : 色の境界線と 3 カ所以上交差する水平線又は垂直線〉



注 : 上図は、色の境界線と 4 カ所交差する垂直線を有する不適合灯火器の例

2.1.3.3. 補助制動灯のうち、車両中心面上の前後に 2 個の独立した灯火器を有し、その照明部が同時に点灯せず、かつ、車両の後方から水平に見通した際に、1 個の照明部に限って視認することができる構造のものは、前号前段の規定にかかわらず、1 個の補助制動灯とみなすことができる。

(参考図)



2.1.3.4. 反射器については、反射部が連続して構成されている部分の数とする。ただし、一つの灯火器内に連続していないもののうち、法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられているもの、法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき型式の指定を受けたもの、施行規則第 62 条の 3 に基づく保安装置の型式認定を受けたもの若しくはこれらに準ずる性能を有するもの若しくは反射部を 2 以上有するものであって車両中心面に直角若しくは平行な鉛直面への反射部の投影面積が当該反射部の投影に外接する最小四辺形の面積の 60%以上を占めるもの、又は、基準軸に直角の方向に測定した 2 つの隣接する投影間の最短距離が 15mm 以下のものは、1 個とみなすことができる。

2.1.3.5. 2 個の独立した灯火器を有する灯火等の個数

同一の機能を有する 2 個の独立した灯火器（車幅灯、尾灯、制動灯、補助制動灯、方向指示器及び非常点滅表示灯に限る。）が、基準軸の方向における当該灯火等の見かけの表面の投影の面積が当該投影に外接する最小四辺形の面積の 60%以上のものは、これを 1 個とみなすことができる。

2.1.3.6. 「照明部及び反射部の視認性に係る角度」とは、灯火等の見かけの表面を見通すことができなければならない最小範囲を示す立体領域を決定するための角度をいう。この最小範囲を示す立体領域は、その中心が灯火等の基準中心と一致し、かつ、その均分円が地面に対して平行となる球上の弧により決定するものとする。この弧は、基準軸を基準として決定するものとし、水平角は経度に相当し、垂直角は緯度に相当するものとする。

無限遠から観測した際に、灯火等の見かけの表面の任意の部分から出る光の伝播を妨害する障害物が視認性に係る角度の内側にあってはならず、灯火等の近傍で測定する場合には、同じ精度を確保するように観測方向を平行移動して測定を行うものとする。ただし、灯火等が、装置の型式の指定を受けた際に視認性に係る角度の内側に障害物がある状態で型式の指定を受けたものである場合、自動車に取り付けられていない状態で当該灯火等の性能に係る基準への適合性について試験を行った際に当該基準に適合するものとして認めたものである場合、又は、保安基準第 44 条第 5 項の鏡その他の装置により灯火等の視認性が妨げられる等自動車の構造によ

り灯火等の視認性に係る基準に適合するように灯火等を取り付けることができない場合にあっては、この限りでない。

灯火等を自動車に取り付けた状態において灯火等の見かけの表面のいずれかの部分が自動車の他の部分で隠れる灯火等にあつては、障害物で隠れない灯火等の部分が、当該装置の性能に係る規定に引き続き適合している旨を証明しなければならない。

その照明部又は反射部の上縁の地上からの高さが 750mm 未満となるように取り付けられた灯火等であつて、垂直方向下方の視認性に係る角度が 5°まで狭められるものにあつては、下方 5°まで狭めてもよい。

- 2.2. 「水平傾き」とは、自動車を 3.に規定したとおりに設定した場合の配光と自動車を傾かせた場合の配光を比較した際に生じる角度をいう。
- 2.3. 「水平傾き調整装置」とは、前照灯の水平傾きを水平方向に調整する装置をいう。
- 2.4. 「傾き角」とは、自動車をその進行方向に平行で地面と接している軸を中心に回転させた際に、鉛直面と車両中央面によってできる角度をいう。
- 2.5. 「水平傾き調整装置信号」とは、制御信号、水平傾き調整装置への追加の入力信号及び水平傾き調整装置から自動車への操作信号をいう。
- 2.6. 「曲線道路用照明装置」とは、自動車が進行する道路の曲線部をより強く照射するために備える照明装置をいう。
- 2.7. 「曲線道路用配光可変型すれ違い用前照灯」とは、曲線道路用照明装置を備え、自動車が進行する道路の曲線部をより強く照射することができるすれ違い用前照灯をいう。
- 2.8. 「H 面」とは、灯火器の基準中心を含む水平面をいう。
- 2.9. 「連鎖式点灯」とは、複数の光源を有する指示装置の場合に、それらの光源が連鎖的に点灯することをいう。
- 2.10. 「緊急制動表示灯」とは、急激な減速時に灯火装置を点滅させることにより、他の交通と比較して急激な減速をしていることを、自動車の後方の他の交通に対し知らしめる装置をいう。

3. 試験方法

本技術基準への適合性について試験を実施する場合には、試験自動車状態（空車状態（原動機及び燃料装置に燃料、潤滑油、冷却水などの全量を搭載し及び当該車両の目的とする用途に必要な固定的な設備を設けるなど運行に必要な装備をした状態をいう。）の自動車に運転者 1 名（55kg）が乗車した状態をいう。）の車両を水

平な平坦面に定置し、所定の光束となるよう自動車製作者等が指定した電圧を定電圧電源装置により灯火等に供給して行うものとする。なお、試験自動車の装着部品は、灯火等の取付位置、寸法及び性能に影響をあたえるおそれのある部品以外は正規の部品でなくてもよい。

4. 一般規定

4.1. 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し若しくは後方に表示する灯光の色が橙色である灯火で照明部の上縁が地上 2.5m以下のもの又は灯光の色が赤色である灯火を備えてはならない。

4.1.1. 側方灯

4.1.2. 尾灯

4.1.3. 後部雾灯

4.1.4. 駐車灯

4.1.5. 後部上側端灯

4.1.6. 制動灯

4.1.7. 補助制動灯

4.1.8. 方向指示器

4.1.9. 補助方向指示器

4.1.10. 非常点滅表示灯

4.1.11. 緊急自動車の警光灯

4.1.12. 火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火

4.1.13. 走行中に使用しない灯火

4.1.14. 緊急制動表示灯

4.2. 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。

4.2.1. 番号灯

4.2.2. 後退灯

4.2.3. 室内照明灯

4.2.4. 一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車の方向幕灯

4.2.5. 一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車の社名表示灯

4.2.6. その構造が次の 4.2.6.1.及び 4.2.6.2.のいずれかに該当する作業灯その他の走行中に使用しない灯火

4.2.6.1. 運転者席で点灯できない灯火

4.2.6.2. 運転者席において点灯状態を確認できる装置を備えたもの

4.3. 自動車には、側方灯、方向指示器、補助方向指示器、非常点滅表示灯、緊急制動表示灯、緊急自動車の警光灯、道路維持作業用自動車の灯火、非常灯（旅客自動車運送事業用自動車に備えるもの及び室内照明灯と兼用するものに限る。）及び点滅又は光度の増減を手動によってのみ行うことができる構造を有する灯火を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火を備えてはならない。

4.3.1. 方向指示器（種別 5 及び 6 のものを除く。）の光度特性は、協定規則第 148 号で規定する連鎖式点灯をする場合において、変化することができる。ただし、種別 2a、2b 又は 12 の方向指示器が緊急制動表示灯として作動する場合にあっては、この限りではない。

4.4. 自動車には、反射光の色が赤色である反射器であって前方に表示するもの又は反射光の色が白色である反射器であって後方に表示するものを備えてはならない。ただし、自動車の前部に備える赤色反射物（以下単に「反射物」という。）であって、次の方法により測定した反射性能がいずれも 0.02cd 又は 10.76 lx 以下であるものにあつては、この限りでない。

4.4.1. JIS Z8701 の規定による標準の光 A を使用した投光器（投光面の直径約 50mm）を用い、入斜角が反射物の中心軸の上側及び下側にそれぞれ 10°並びに右側及び左側にそれぞれ 20°の場合において観測角 0.2°で反射光を測定する。

4.4.2. この場合において、観測角とは、反射物の中心と投光器の中心を結ぶ直線が観測点と反射物中心を結ぶ直線となす角度を、また、入斜角とは、反射物の中心軸が反射物の中心と投光器の中心を結ぶ直線となす角度をいう。

4.5. 自動車に備える灯火の直射光又は反射光は、その自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものであつてはならない。

4.6. 4.1.2. から 4.1.7. ままでに掲げる灯火（4.1.4. に掲げる灯火にあつては自動車の後面に備えるものに限る。）は、前方を照射し、又は前方に表示するものであつてはならない。

4.7. 自動車に備える灯火は、前照灯、前部霧灯、側方照射灯、側方灯、番号灯、後面に備える駐車灯、制動灯、後退灯、方向指示器、補助方向指示器、非常点滅表示灯、緊急制動表示灯、速度表示装置の速度表示灯、室内照明灯、緊急自動車の警光灯、道路維持作業用自動車の灯火、火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火、旅客自動車運送事業用自動車の非常灯及び走行中に使用しない灯火（前面に備える駐車灯を除く。）を除き、光度が 300cd 以下のものでなけれ

ばならない。

4.8. 火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火は、他の灯火と兼用のものであってはならない。

5. 個別要件

5.1. 前照灯等

5.1.1. 自動車（最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）の前面には、走行用前照灯及びすれ違い用前照灯を備えなければならない。

5.1.2. 走行用前照灯は、本則第 42 条第 2 項又は第 3 項の規定に適合するものでなければならない。

5.1.3. 走行用前照灯は、前項に掲げた性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

5.1.3.1. 走行用前照灯の最高光度の合計は、430,000cd を超えないこと。

5.1.3.2. 走行用前照灯の数は、1 個又は 2 個、カタピラ及びそりを有する軽自動車にあつては、1 個、2 個又は 4 個であること。

5.1.3.3. 走行用前照灯は、左右同数であり（走行用前照灯を 1 個備える場合を除く。）、かつ、前面が左右対称である自動車に備えるものにあつては、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること。ただし、二輪自動車ですれ違い用前照灯の側方に走行用前照灯を備えるものにあつては、走行用前照灯及びすれ違い用前照灯の中心が車両中心面に対して対称の位置にあればよい。

5.1.3.4. 自動車には、走行用前照灯に水平傾き調整装置を備え付けることができる。

5.1.3.4.1. 水平傾き調整装置を備え付けた場合は、水平傾き調整装置信号が正常に機能しているか否かを運転者席の運転者に表示するための装置を備えなければならない。この場合において、当該装置は水平傾き調整装置信号が正常に機能しなくなったときには、橙色信号灯が点滅し続けるものでなければならない。

5.1.3.4.2. その他

5.1.3.4.2.1. 走行用前照灯に備え付ける水平傾き調整装置が正常に機能しなくなった場合は、特別な道具を使用することなく以下の措置を講じることができるものとする。

(a) 水平傾き調整装置を作動できないようにすること。

(b) 水平傾き調整装置を備え付けていない場合の走行用前照灯と同様となるように走行用前照灯を再配置すること。

5.1.4. すれ違い用前照灯は、本則第 42 条第 6 項の規定（協定規則第 149 号の等級 A の前照灯に係るものを除く。）に適合するものでなければならない。

5.1.5. すれ違い用前照灯は、前項に掲げた性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

5.1.5.1. すれ違い用前照灯の数は、1個又は2個であること。

5.1.5.2. すれ違い用前照灯は、その照明部の中心が地上1.2m以下となるように取り付けられていること。

5.1.5.3. すれ違い用前照灯は、左右同数であり（すれ違い用前照灯を1個備える場合を除く。）、かつ、前面が左右対称である自動車に備えるものにあつては、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること。ただし、二輪自動車ですれ違い用前照灯の側方に走行用前照灯を備えるものにあつては、走行用前照灯及びすれ違い用前照灯の中心が車両中心面に対して対称の位置にあればよい。

5.1.5.4. 自動車には、すれ違い用前照灯に水平傾き調整装置を備え付けることができる。ただし、水平傾き調整装置が水平傾きを調整する範囲は、車両の傾き角を超えないものとする。

5.1.5.4.1. 5.1.5.4.の要件を確認するときは、以下の角度まで車両を左右に傾けた状態において確認するものとする。

(a) 備え付けた水平傾き調整装置の最大水平傾き調整角度

(b) 備え付けた水平傾き調整装置の最大水平傾き調整角度の半分の角度

5.1.5.4.2. 水平傾き調整装置を備え付けた場合は、水平傾き調整装置信号が正常に機能しているか否かを運転者席の運転者に表示するための装置を備えなければならない。この場合において、当該装置は水平傾き調整装置信号が正常に機能しなくなったときには、橙色信号灯が点滅し続けるものでなければならない。

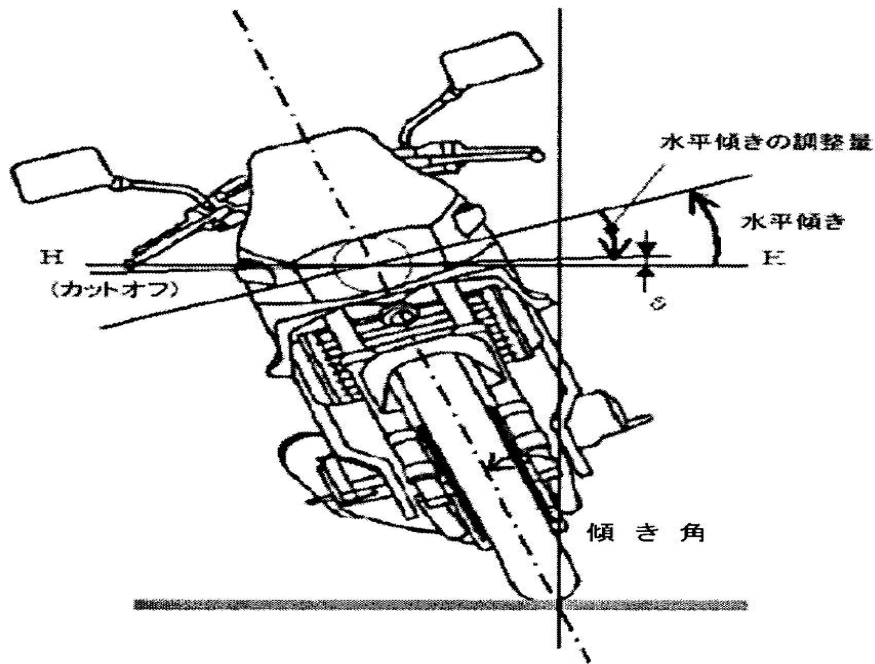
5.1.5.4.3. すれ違い用前照灯に備え付ける水平傾き調整装置が正常に機能しなくなった場合は、特別な道具を使用することなく以下の措置を講じることができるものとする。

(a) 水平傾き調整装置を作動できないようにすること。

(b) 水平傾き調整装置を備え付けていない場合のすれ違い用前照灯と同様となるようにすれ違い用前照灯を再配置すること。

(参考図)

20101209kg00261000008kokujr8948010002.jpg



- 5.1.5.5. 自動車には、曲線道路用配光可変型すれ違い用前照灯を備え付けることができる。ただし、当該すれ違い用前照灯に備えられる曲線道路用照明装置が照射する範囲は、当該装置の基準中心を含む水平面より上方に広がらないものとする。
- 5.1.5.6. 5.1.5.5.の要件を確認するときは、曲線道路用照明装置が作動する全ての条件において、協定規則第 149 号で規定する全ての傾き角において確認するものとする。
- 5.1.6. 最高速度 20km/h 未満の自動車の前面には、灯光の色が白色又は淡黄色であって、その全てが同一であり、かつ、安全な運行を確保できる適当な光度を有する走行用前照灯を 1 個、2 個又は 4 個（二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては、1 個又は 2 個）備えなければならない。この場合において、その光度が 10,000cd 以上のものにあつては、走行用前照灯のほかに照射光線が他の交通を妨げないすれ違い用前照灯を 1 個又は 2 個その前面に備えなければならない。
- 5.1.7. 5.1.6.後段に規定するすれ違い用前照灯を備える自動車の走行用前照灯にあつては、前項の規定によるほか、5.1.3.2.の規定を、すれ違い用前照灯にあつては、5.1.5.2.及び 5.1.5.3.の規定を準用する。
- 5.1.8. 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える走行用前照灯及びすれ違い用前照灯は、5.1.1.から 5.1.7.までの規定によるほか、原動機が作動している場合に常にいずれかが点灯している構造でなければならない。
- 5.1.9. 自動車には、次の基準に適合する前照灯照射方向調節装置（前照灯（走行用

前照灯及びすれ違い用前照灯をいう。以下この章において同じ。）の照射方向を自動車の乗車又は積載の状態に応じて鉛直方向に調節するための装置をいう。以下同じ。）を備えることができる。

5.1.9.1. 前照灯照射方向調節装置は、すれ違い用前照灯の照射光線を自動車のすべての乗車又は積載の状態において確実に他の交通を妨げないようにすることができるものであること。

5.1.9.2. 前照灯照射方向調節装置は、前照灯の照射方向を左右に調節することができないものであること。

5.1.9.3. 手動式の前照灯照射方向調節装置は、運転者が運転者席において容易に、かつ、適切に操作できるものであること。

5.2. 前部霧灯

5.2.1. 自動車の前面には、前部霧灯を備えることができる。

5.2.2. 前部霧灯は、本則第 43 条第 1 項の規定に適合するものでなければならない。

5.2.3. 前部霧灯は、前項に掲げた性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

5.2.3.1. 前部霧灯は、同時に 3 個以上点灯しないように取り付けられていること。

5.2.3.2. 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びびそりを有する軽自動車に備える前部霧灯は、その照明部の中心がすれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面以下となるように取り付けられていること。

5.2.3.3. 前部霧灯の照明部は、前部霧灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 5°の平面及び下方 5°の平面並びに前部霧灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より前部霧灯の内側方向 10°の平面及び前部霧灯の外側方向 45°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。

5.2.3.4. 前部霧灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示する装置を備えること。

5.2.3.5. 前部霧灯は、左右同数であり、かつ、前面が左右対称である自動車に備えるものにあつては、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること。ただし、前部霧灯を 1 個備える場合にあつては、この限りでない。

5.3. 側方照射灯

5.3.1. 自動車の前面の両側又は両側面の前部には、側方照射灯を 1 個ずつ備えることができる。

5.3.2. 側方照射灯は、本則第 44 条第 1 項の基準に適合するものでなければならない。

5.3.3. 側方照射灯は、前項に掲げた性能を損なわないように、かつ、次の基準に適

合するように取り付けられなければならない。

5.3.3.1. 側方照射灯は、すれ違い用前照灯又は走行用前照灯が点灯している場合にのみ点灯できる構造でなければならない。

自動車の各側の側方照射灯は、同じ側の方向指示器が作動する場合又はかじ取装置が直進状態から同じ側に向けられた場合に限り作動する構造であること。

側方照射灯は、方向指示器の作動が解除された場合又はかじ取装置の操舵角が直進状態に戻った場合、自動的に作動が停止する構造であること。

5.3.3.2. 側方照射灯の照明部は、側方照射灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 10°の平面及び下方 10°の平面並びに側方照射灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より側方照射灯の外側方向 30°の平面及び側方照射灯の外側方向 60°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。

5.3.3.3. 側方照射灯の灯光の色は、白色であること。

5.3.3.4. 側方照射灯は、その照明部の最外縁が自動車の最外側から 400mm 以内となるように取り付けられなければならない。

5.3.3.5. 側方照射灯は、その照明部の最後縁が自動車の前端から 1m 以内となるように取り付けられなければならない。

5.3.3.6. 側方照射灯は、その照明部の下縁の高さが地上 0.25m 以上、上縁の高さが地上 0.9m 以下であってすれ違い用前照灯の照明部の上縁を含む水平面以下となるように取り付けられなければならない。

5.3.3.7. 側方照射灯は、自動車の速度が 40km/h を超えない範囲でのみ点灯する構造でなければならない。

5.3.3.8. 側方照射灯の取付部は、照射光線の方向が振動、衝撃等により容易にくるわない構造であること。

5.4. 車幅灯

5.4.1. 二輪自動車の前面には、車幅灯を備えることができる。この場合において、車幅灯の数は、灯光の色が白色の場合にあっては 1 個又は 2 個、橙色の場合にあっては 2 個とする。

5.4.2. 側車付二輪自動車（最高速度 20km/h 未満の軽自動車を除く。）の前面の両側には、車幅灯を備えなければならない。ただし、幅 800mm 以下の側車付二輪自動車にあっては、当該自動車に備えるすれ違い用前照灯の照明部の最外縁が自動車の最外側から 400mm 以内となるように取り付けられている場合には、その側の車幅灯を備えないことができる。

- 5.4.3. 車幅灯は、本則第 45 条第 1 項の規定に適合するものでなければならない。
- 5.4.4. 車幅灯は、5.4.3.に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。
- 5.4.4.1. 車幅灯は、その照明部の中心が地上 2m 以下となるように取り付けられていること。
- 5.4.4.2. 車幅灯の照明部の最外縁は、自動車の最外側から 400mm 以内となるように取り付けられていること。
- 5.4.4.3. 前面の両側に備える車幅灯は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること。ただし、前面が左右対称でない自動車に備える車幅灯にあっては、この限りでない。
- 5.4.4.4. 車幅灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示する装置を備えること。ただし、車幅灯と連動して点灯する運転者席及びこれと並列の座席の前方に設けられる計器類を備える自動車にあっては、この限りでない。
- 5.4.4.5. 除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するものに備える車幅灯は、前照灯又は前部雾灯が点灯している場合に消灯できない構造でなければならない。
- 5.4.5. 方向指示器又は非常点滅表示灯と兼用の前面の両側に備える車幅灯は、方向指示器又は非常点滅表示灯を作動させている場合においては、方向の指示をしている側のもの又は両側のものが消灯する構造でなければならない。
- 5.5. 前部上側端灯
- 5.5.1. 自動車の前面の両側には、前部上側端灯を備えることができる。
- 5.5.2. 前部上側端灯は、本則第 46 条第 1 項の規定に適合するものでなければならない。
- 5.5.3. 前部上側端灯は、前項に掲げた性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。
- 5.5.3.1. 前部上側端灯の照明部の最外縁は、自動車の最外側から 400mm 以内となるように取り付けられていること。
- 5.5.3.2. 前面の両側に備える前部上側端灯は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること。ただし、前面が左右対称でない自動車に備える前部上側端灯にあっては、この限りでない。
- 5.5.3.3. 前部上側端灯は、その照明部と車幅灯の照明部を車両中心面に直交する鉛直

面に投影したときに 200mm 以上離れるような位置に取り付けられていること。

5.5.3.4. 前部上側端灯は、車幅灯が点灯している場合に消灯できない構造であること。

5.6. 前部反射器

5.6.1. 自動車の前面の両側には、前部反射器を備えることができる。

5.6.2. 前部反射器は、本則第 47 条第 1 項の規定に適合するものでなければならない。

5.6.3. 前部反射器は、前項に掲げた性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

5.6.3.1. 前部反射器は、その反射部の上縁の高さが地上 1,500mm 以下、下縁の高さが地上 250mm 以上となるように取り付けられていること。

5.6.3.2. 前部反射器の反射部の最外縁は、自動車の最外側から 400mm 以内となるように取り付けられていること。

5.6.3.3. 前部反射器の反射部は、前部反射器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 10°の平面及び下方 10°の平面（前部反射器の反射部の上縁の高さが地上 750mm 未満となるように取り付けられている場合にあっては、下方 5°の平面）並びに前部反射器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より前部反射器の内側方向 30°の平面及び外側方向 30°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。

5.6.3.4. 前部反射器は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられていること。
ただし、前面が左右対称でない自動車に備える前部反射器にあっては、この限りでない。

5.7. 側方灯及び側方反射器

5.7.1. 自動車の両側面には、側方灯又は側方反射器を備えることができる。

5.7.2. 側方灯は、本則第 48 条第 1 項の規定に適合するものでなければならない。

5.7.3. 側方灯は、前項に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

5.7.3.1. 側方灯は、その照明部の中心が地上 2 m 以下となるように取り付けられていること。

5.7.3.2. 長さが 6 m を超える自動車にあっては、その照明部の最前縁と自動車の前端までの距離が自動車の長さの 3 分の 1 以上、その照明部の最後縁と自動車の後端までの距離が 3 分の 1 以上となる位置に、少なくとも 1 個の側方灯を取り付けられなければならない。

- 5.7.3.3. 長さが 6 m を超える自動車の両側面に備える側方灯は、最前部に備える側方灯のその照明部の最前縁と自動車の前端までの距離が 3 m 以内となるように、かつ、最後部に備える側方灯のその照明部の最後縁と自動車の後端までの距離が 1 m 以内となるように取り付けられなければならない。
- 5.7.3.4. 長さが 6 m を超える自動車の両側面に備える側方灯は、それぞれの側方灯の間隔が 3 m 以内となるように取り付けられなければならない。
- 5.7.3.5. 長さが 6 m 以下の自動車の両側面に備える側方灯は、前部に備える場合にあってはその照明部の最前縁と自動車の前端までの距離が自動車の長さの 3 分の 1 以内となるように、また、後部に備える場合にあってはその照明部の最後縁と自動車の後端までの距離が自動車の長さの 3 分の 1 以内となるように前部又は後部に取り付けられなければならない。
- 5.7.3.6. 側方灯は、5.8.2.の基準に準じたものであること。ただし、方向指示器又は補助方向指示器（以下この条において「方向指示器等」という。）と兼用の側方灯は、方向指示器等を作動させている場合においては、当該作動中の方向指示器等と兼用の側方灯が消灯する構造でなければならない。
- 5.7.4. 方向指示器等と兼用の側方灯以外の側方灯は、非常点滅表示灯を作動させている場合においては、当該非常点滅表示灯と同時に点滅する構造とすることができる。
- 5.7.5. 側方反射器は、本則第 48 条第 3 項の規定に適合するものでなければならない。
- 5.7.6. 側方反射器は、前項に掲げた性能を損なわないように、かつ、5.7.3.1.から 5.7.3.3. まで及び 5.7.3.5.の基準に適合するよう取り付けられなければならない。
- 5.8. 番号灯
- 5.8.1. 自動車の後面には、夜間後方 20m の距離から自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の数字等の表示を確認できる灯光の色が白色の番号灯を備えなければならない。ただし、最高速度 20km/h 未満の軽自動車にあっては、この限りでない。
- 5.8.2. 番号灯は、本則第 49 条第 1 項の規定に適合するものでなければならない。
- 5.8.3. 番号灯は、運転者席において消灯できない構造又は前照灯、前部霧灯若しくは車幅灯のいずれかが点灯している場合に消灯できない構造でなければならない。ただし、道路交通法第 52 条第 1 項の規定により前照灯を点灯しなければならない場合以外の場合において、前照灯又は前部霧灯を点灯させる場合に番号灯が点灯しない装置を備えることができる。
- 5.8.4. 番号灯であって制動灯又は後部霧灯との兼用式のもの若しくは尾灯との結合

式のもの、その光学特性が制動灯や後部霧灯の点灯中に変化してもよい。

5.9. 尾灯

5.9.1. 自動車（最高速度 20km/h 未満の軽自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）の後面の両側には、尾灯を備えなければならない。ただし、二輪自動車及び幅 0.8m 以下の自動車には、尾灯を後面に 1 個備えればよい。

5.9.2. 尾灯は、本則第 50 条第 1 項の規定に適合するものでなければならない。

5.9.3. 尾灯は、前項に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

5.9.3.1. 尾灯は、5.8.3.の基準に準じたものであること。

5.9.3.2. 尾灯は、その照明部の中心が地上 2 m 以下となるように取り付けられていること。

5.9.3.3. 後面の両側に備える尾灯にあっては、最外側にあるものの照明部の最外縁は、自動車の最外側から 400mm 以内となるように取り付けられていること。

5.9.3.4. 後面の両側に備える尾灯は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること。ただし、後面が左右対称でない自動車に備える尾灯にあっては、この限りでない。

5.9.3.5. 尾灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示する装置を備えること。ただし、尾灯と連動して点灯する運転者席及びこれと並列の座席の前方に設けられる計器類を備える自動車にあっては、この限りでない。

5.9.3.6. 尾灯の照明部は、尾灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 15°の平面及び下方 15°の平面（尾灯の照明部の H 面の高さが地上 750mm 未満となるように取り付けられている場合にあっては、下方 5°の平面）並びに尾灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面から左右にそれぞれ 80°の平面（尾灯が 2 個取り付けられている場合にあっては、尾灯の内側方向 45°の平面及び尾灯の外側方向 80°の平面）により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるように取り付けられていること。

5.10. 後部霧灯

5.10.1. 自動車の後面には、後部霧灯を備えることができる。

5.10.2. 後部霧灯は、本則第 51 条第 1 項の規定に適合するものでなければならない。

5.10.3. 後部霧灯は、前項に掲げた性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

5.10.3.1. 後部霧灯の数は、2 個以下であること。

- 5.10.3.2. 後部霧灯は、前照灯又は前部霧灯が点灯している場合にのみ点灯できる構造であり、かつ、前照灯又は前部霧灯のいずれが点灯している場合においても消灯できる構造であること。
- 5.10.3.3. 後部霧灯は、次のいずれかの要件に適合する構造であること。
- 5.10.3.3.1. 原動機を停止し、かつ、運転者席の扉を開放した場合に、後部霧灯の点灯操作装置が点灯位置にあるときは、その旨を運転者席の運転者に音により警報すること。
- 5.10.3.3.2. 前照灯又は前部霧灯を消灯した場合にあっても点灯しているときは、尾灯は点灯しており、かつ、尾灯を消灯した後、前照灯又は前部霧灯を点灯した場合には、再度、後部霧灯の点灯操作を行うまで消灯していること。
- 5.10.3.4. 後部霧灯は、その照明部の中心が地上1 m以下となるように取り付けられていること。
- 5.10.3.5. 後部霧灯の照明部は、制動灯の照明部から100mm以上離れていること。
- 5.10.3.6. 後部霧灯の照明部は、後部霧灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方5°の平面及び下方5°の平面並びに後部霧灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後部霧灯の内側方向25°の平面及び後部霧灯の外側方向25°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。
- 5.10.3.7. 後部霧灯を1個備える場合にあつては、当該後部霧灯の中心が車両中心面上又はこれより右側の位置となるように取り付けられていること。
- 5.10.3.8. 後部霧灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示する装置を備えること。
- 5.10.3.9. 後面の両側に備える後部霧灯の取付位置は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること。ただし、後面が左右対称でない自動車に備える後部霧灯にあつては、この限りでない。
- 5.11. 駐車灯
- 5.11.1. 自動車の前面及び後面の両側（カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに幅800mm以下の自動車にあつては、前面及び後面又は後面）又はその両側面には、駐車灯を備えることができる。
- 5.11.2. 駐車灯は、本則第52条第1項の規定に適合するものでなければならない。
- 5.11.3. 駐車灯は、前項に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。
- 5.11.3.1. 前面又は後面の両側に備える駐車灯の照明部の最外縁は、自動車の最外側

から 400mm 以内となるように取り付けられていること。

5.11.3.2. 前面又は後面の両側に備える駐車灯は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること。ただし、前面又は後面が左右対称でない自動車に備える駐車灯にあつては、この限りでない。

5.11.3.3. 後面に備える駐車灯は、そのすべてが同時に点灯するものであること。ただし、長さ 6 m 以上又は幅 2 m 以上の自動車以外の自動車にあつては、左側又は右側の駐車灯のみ点灯する構造とすることができる。

5.11.3.4. 前面に備える駐車灯は、後面（牽引自動車と被牽引自動車とを連結した場合においては、被牽引自動車の後面）に備える駐車灯が点灯している場合にのみ点灯する構造であること。

5.11.3.5. 駐車灯は、原動機が停止している状態において点灯することができ、かつ、時間の経過により自動的に消灯しない構造であること。5.12. 後部上側端灯

5.12.1. 自動車には、後部上側端灯を備えることができる。

5.12.2. 後部上側端灯は、本則第 53 条第 1 項の規定に適合するものでなければならない。

5.12.3. 後部上側端灯は、前項に掲げた性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

5.12.3.1. 後部上側端灯は、取り付けることができる最高の高さに取り付けられていること。

5.12.3.2. 後部上側端灯の照明部の最外縁は、自動車の最外側から 400mm 以内となるよう取り付けられていること。

5.12.3.3. 両側に備える後部上側端灯は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること。ただし、後面が左右対称でない自動車に備える後部上側端灯にあつては、この限りでない。

5.12.3.4. 後部上側端灯は、その照明部と尾灯の照明部を車両中心面に直交する鉛直面に投影したときに 200mm 以上離れるような位置に取り付けられていること。

5.12.3.5. 後部上側端灯は、尾灯が点灯している場合に消灯できない構造であること。

5.13. 後部反射器

5.13.1. 自動車の後面には、後部反射器を備えなければならない。

5.13.2. 後部反射器は、本則第 54 条第 1 項の規定に適合するものでなければならない。

5.13.3. 後部反射器は、前項に掲げた性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するよう取り付けられなければならない。

- 5.13.3.1. 後部反射器は、その反射部の中心が地上 1.5m 以下となるように取り付けられていること。
- 5.13.3.2. 最外側にある後部反射器の反射部は、その最外縁が自動車の最外側から 400mm 以内となるように取り付けられていること。ただし、二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるものにあつてはその中心が車両中心面上、側車付二輪自動車の二輪自動車部分に備えるものにあつてはその中心が二輪自動車部分の中心面上となるように取り付けられていなければならない。
- 5.13.3.3. 後部反射器の反射部は、後部反射器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 10°の平面及び下方 10°の平面（後部反射器の反射部の上縁の高さが地上 0.75m 未満となるように取り付けられている場合にあつては、下方 5°の平面）並びに後部反射器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後部反射器の内側方向 30°の平面及び後部反射器の外側方向 30°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。
- 5.13.3.4. 後面の両側に備える後部反射器は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること。ただし、後面が左右対称でない自動車に備える後部反射器にあつては、この限りでない。
- 5.14. 大型後部反射器
 - 5.14.1. 自動車の後面には、本技術基準に定める基準に適合する後部反射器を備えるほか、大型後部反射器を備えることができる。
 - 5.14.2. 大型後部反射器は、協定規則第 150 号の技術的な要件（同規則の規則 4.及び 5.に限る。）の規定に適合するものでなければならない。
 - 5.14.3. 大型後部反射器は、前項に掲げる性能を損なわないように、及び次の基準に適合するように取り付けなければならない。
 - 5.14.3.1. 大型後部反射器の数は、1 個、2 個又は 4 個であること。
 - 5.14.3.2. 大型後部反射器は、その下縁の高さが地上 250mm 以上及びその上縁の高さが地上 1,500mm 以下（自動車の構造上、大型後部反射器を地上 1,500mm 以下の位置に取り付けることができない場合においては、地上 2,100mm より下であり、かつ、地上 1,500mm を超えるできるだけ低い位置）となるように取り付けなければならない。5.15.3.3.（5.14.3.3.？） 大型後部反射器は、車両中心線上の鉛直面に対して対称の位置に取り付けなければならない。ただし、後面が左右対称でない自動車に備えるものにあつては、この限りでない。
 - 5.14.3.4. 大型後部反射器は、その中心を通り自動車の進行方向に直交する水平面よ

り上方 15°の平面及び下方 15°の平面（大型後部反射器の上縁の高さが地上 0.75m 未満となるように取り付けられている場合にあつては、下方 5°の平面）並びに大型後部反射器の中心を含む自動車の進行方向に平行な鉛直面より大型後部反射器の左右それぞれ 30°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けなければならない。

5.14.3.5. 大型後部反射器は、自動車の後面に、車両中心線に直交する鉛直面に対して 5°の範囲において後ろに向けるとともに、その下端が水平となるように取り付けなければならない。

縞模様的大型後部反射器は、縞模様が車両中心線上の鉛直面に対して対称となるように取り付けなければならない。

5.15. 制動灯

5.15.1. 自動車（最高速度 20km/h 毎時未満の軽自動車を除く。）の後面の両側には、制動灯を備えなければならない。ただし、二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに幅 0.8m 以下の自動車にあつては、制動灯を後面に 1 個備えればよい。

5.15.2. 制動灯は、本則第 56 条第 1 項の規定に適合するものでなければならない。

5.15.3. 制動灯は、前項に掲げた性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

5.15.3.1. 制動灯は、主制動装置（牽引自動車と被牽引自動車とを連結した場合においては、当該牽引自動車又は被牽引自動車の主制動装置。以下本条中同じ。）又は補助制動装置（主制動装置を補助し、走行中の自動車を減速するための制動装置をいう。以下本条中同じ。）を操作している場合にのみ点灯する構造であること。ただし、減速能力が小さい補助制動装置（空車状態の自動車を、乾燥した平坦な舗装路面において 80km/h（最高速度が 80km/h 未満の自動車にあつては、その最高速度）から減速した場合の減速能力が 2.2m/s^2 以下である補助制動装置）にあつては、操作中に制動灯が点灯しない構造とすることができる。

5.15.3.2. 制動灯は、その照明部の中心が地上 2 m 以下となるように取り付けられていること。

5.15.3.3. 後面の両側に備える制動灯は、最外側にあるものの照明部の最外縁が自動車の最外側から 400mm 以内となるように取り付けられていること。

5.15.3.4. 後面の両側に備える制動灯は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられていること。ただし、後面が左右対称でない自動車に備える制動灯にあつては、この限りでない。

5.15.3.5. 制動灯の照明部は、制動灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 15°の平面及び下方 15°の平面（制動灯の照明部の H 面の高さが地上 750mm 未満となるように取り付けられている場合にあつては、下方 5°の平面）並びに制動灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面から左右にそれぞれ 45°の平面（制動灯が 2 個取り付けられている場合にあつては、制動灯の内側方向 10°の平面及び制動灯の外側方向 45°の平面）により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるように取り付けられていること。

5.16. 補助制動灯

5.16.1. 自動車の後面には、補助制動灯を備えることができる。

5.16.2. 補助制動灯は、本則第 57 条第 1 項の規定に適合するものでなければならない。

5.16.3. 補助制動灯は、前項に掲げた性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

5.16.3.1. 補助制動灯の数は、1 個であること。ただし、5.16.3.3.ただし書の規定により車両中心面の両側に 1 個ずつ取り付ける場合にあつては、この限りでない。

5.16.3.2. 補助制動灯は、その照明部の下縁の高さが地上 0.85m 以上であつて、制動灯の照明部の上縁を含む水平面以上となるように取り付けられていること。

5.16.3.3. 補助制動灯の照明部の中心は、車両中心面上にあること。ただし、自動車の構造上その照明部の中心を車両中心面上に取り付けることができないものにあつては、照明部の中心を車両中心面から 150mm までの間に取り付けるか、又は補助制動灯を車両中心面の両側に 1 個ずつ取り付けることができる。この場合において、両側に備える補助制動灯の取付位置は、取り付けることのできる車両中心面に最も近い位置であること。

5.16.3.4. 補助制動灯は、尾灯と兼用でないこと。

5.16.3.5. 補助制動灯は、制動灯が点灯する場合のみ点灯する構造であること。

5.17. 後退灯

5.17.1. 自動車には、後退灯を備えることができる。

5.17.2. 自動車の後退灯は、本則第 58 条第 1 項の規定に適合するものでなければならない。

5.17.3. 後退灯は、前項に掲げた性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

5.17.3.1. 後退灯の数は、2 個以下であること。

5.17.3.2. 後退灯は、その照明部の上縁の高さが地上 1200mm 以下、下縁の高さが

250mm 以上となるように取り付けられなければならない。

5.17.3.3. 後退灯は、変速装置を後退の位置に操作している場合にのみ点灯する構造であること。

5.17.3.4. 自動車に備える後退灯の照明部は、後退灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 15°の平面及び下方 5°の平面並びに後退灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後退灯の内側方向 45°の平面（後面の両側に後退灯が取り付けられている場合は、後退灯の内側方向 30°の平面）及び後退灯の外側方向 45°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。

5.17.3.5. 後面の両側に備える後退灯は、車両中心面に対して対象の位置に取り付けられたものであること。ただし、後面が対象でない自動車に備える後退灯にあっては、この限りでない。

5.18. 方向指示器

5.18.1. 自動車には、次に掲げるところにより方向指示器を備えなければならない。

5.18.1.1. 自動車には、方向指示器を自動車の車両中心線上の前方及び後方 30m の距離から照明部が見通すことのできる位置に少なくとも左右 1 個ずつ備えること。ただし、最高速度 20km/h 未満の自動車で、かじ取ハンドルの中心から自動車の最外側までの距離が 650mm 未満であり、かつ、運転者席が車室内にないものにあつては、この限りでない。

5.18.1.2. 長さ 6 m 以上かつ最高速度 20km/h 未満の自動車で、かじ取ハンドルの中心から自動車の最外側までの距離が 650mm 未満であり、かつ、運転者席が車室内にないもの及び牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態における長さが 6 m 以上となる場合における牽引自動車又は被牽引自動車には、5.18.1.1.本文の規定に準じて方向指示器を備えること。

5.18.2. 方向指示器は、本則第 59 条第 1 項の基準に適合するものでなければならない。

5.18.3. 方向指示器は、前項に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するよう取り付けられなければならない。

5.18.3.1. 方向指示器は、毎分 60 回以上 120 回以下の一定の周期で点滅するものであること。

5.18.3.2. 方向指示器は、車両中心線を含む鉛直面に対して対称の位置（方向指示器を取り付ける後写鏡等の部位が左右非対称の場合にあっては、車両中心線を含む鉛直面に対して可能な限り対称の位置）に取り付けられたものであること。ただし、

車体の形状自体が左右対称でない自動車に備える方向指示器にあっては、この限りでない。

5.18.3.3. 方向指示器は、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては、その照明部の最内縁において 240mm 以上、後方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては、その照明部の中心において 150mm 以上の間隔を有するものであり、かつ、前照灯が 2 個以上備えられている場合の前方に対して方向の指示を表示するためのものの位置は、方向指示器の照明部の最外縁が最外側の前照灯の照明部の最外縁より外側にあること。

5.18.3.4. 方向指示器の照明部の中心は、地上 2.3m 以下となるように取り付けられていること。

5.18.3.5. 運転者が運転者席において直接かつ容易に方向指示器（自動車の両側面に備える方向指示器を除く。）の作動状態を確認できない場合は、その作動状態を運転者に表示する装置を備えること。

5.18.3.6. 自動車の両側面に備える方向指示器は、非常点滅表示灯を作動させている場合においては、当該非常点滅表示灯と同時に点滅する構造とすることができる。

5.18.3.7. 方向指示器の照明部は、方向指示器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 15°の平面及び下方 15°の平面（方向指示器の照明部の H 面の高さが地上 750mm 未満となるように取り付けられている場合にあつては、下方 5°の平面）並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より方向指示器の内側方向 20°の平面及び方向指示器の外側方向 80°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるように取り付けられていること。

5.19. 補助方向指示器

5.19.1. 自動車の両側面には、方向指示器と連動して点滅する補助方向指示器を 1 個ずつ備えることができる。

5.19.2. 補助方向指示器は、本則第 60 条第 1 項の基準に適合するものでなければならない。

5.19.3. 補助方向指示器は、前項に掲げた性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するよう取り付けられなければならない。

5.19.3.1. 補助方向指示器は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること。ただし、車体の形状が左右対称でない自動車に備える補助方向指示器にあっては、この限りでない。

5.19.3.2. 補助方向指示器の照明部の中心は、地上 2.3m 以下となるように取り付け

られていること。

5.19.3.3. 補助方向指示器は、方向指示器と連動して点滅するものでなければならない。

5.19.3.4. 自動車の両側面に備える補助方向指示器は、非常点滅表示灯を作動させている場合においては、当該非常点滅表示灯と同時に点滅する構造とすることができる。

5.20. 非常点滅表示灯

5.20.1. 自動車には、非常点滅表示灯を備えることができる。

5.20.2. 非常点滅表示灯は、本則第 61 条第 1 項の基準に適合するものでなければならない。

5.20.3. 非常点滅表示灯は、前項に掲げた性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

5.20.3.1. 非常点滅表示灯については、5.18.1.1.、5.18.1.2.、5.18.3.1.から 5.18.3.5.までの規定（自動車の両側面に備える方向指示器に係るものを除く。）を準用する。ただし、盗難、車内における事故その他の緊急事態が発生していることを表示するための灯火（以下「非常灯」という。）として作動する場合には 5.18.3.1.に掲げる基準に適合しない構造とすることができる。

5.20.3.2. 非常点滅表示灯は、前項に規定するほか次の基準に適合するものでなければならない。

5.20.3.2.1. 非常点滅表示灯は、全ての方向指示器を同時に点滅させることができるものであり、かつ、他の操作装置と独立して手動で操作できるものでなければならない。

5.20.3.2.2. 非常点滅表示灯は、緊急制動表示灯の作動が停止した場合又は当該自動車が衝突事故にあった場合にあつては、自動で作動させることができるものであり、かつ、非常点滅表示灯の消灯操作は手動とすることができるものでなければならない。

5.21. 緊急制動表示灯

5.21.1. 自動車には、緊急制動表示灯を備えることができる。

5.21.2. 緊急制動表示灯は、本則第 61 条の 2 第 1 項の規定に適合するものでなければならない。

5.21.3. 緊急制動表示灯は、前項に掲げた性能を損なわないように、かつ、協定規則第 53 号の技術的な要件（同規則第 2 改訂版の規則 5.及び 6.に限る。）に定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示【2019.11.15】
別添 53（二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準）